



島根県報

令和5年3月31日（金）

第 400 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	5
島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	（文 化 国 際 課）	6
島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（青 少 年 家 庭 課）	9
島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則	（子 ども ・ 子 育 て 支 援 課）	9
島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	10
島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	12
島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	（農 林 水 産 総 務 課）	15
島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則	（ ” ）	15
島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則	（農 畜 産 課）	16

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	18
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	18
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	19
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ ” ）	19
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	（ ” ）	19
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	20
県営土地改良事業計画の決定	（ ” ）	20
県営土地改良事業計画の変更	（ ” ）	20
解除予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	21
保安林予定森林	（ ” ）	21
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	22
指定漁船調書の縦覧	（ ” ）	22
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	23
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による大規模小売店舗新設の届出の取り下げ	（ ” ）	23
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ ” ）	25
河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定	（河 川 課）	27
プレジャーボートの重点係留禁止区域の変更	（ ” ）	28
古代歴史文化賞授賞規程の廃止	（文 化 財 課）	29

【訓 令】

行政資料収集管理規程の一部改正	（総 務 課）	29
-----------------	---------	----

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森 林 整 備 課）	29
---------------------	-------------	----

基本測量の終了	(技術管理課)	29
公共測量の終了	(")	30
【内水面漁管委指示】		
コイの持出しの禁止及び放流等の制限		30

公布された条例等のあらまし

◇島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

- (1) 電磁的記録である音声等記録の利用方法のうち録音テープ及びビデオテープによる方法を除くこととした。（第14条・別表・様式第1号関係）
- (2) 運用状況の公表は、県のウェブサイトに掲載して行うこととした。（第25条関係）
- (3) 文書又は図画に係る特定歴史公文書等の種類からマイクロフィルム及び写真フィルムを削ることに伴う規定の整備（別表関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

- (1) 設備の品名の改正（別表関係）
- (2) 設備の品名、基準額等の改正（別表関係）

種別			改正前			改正後		
			品名	単位	基準額 (1回につき)	品名	単位	基準額 (1回につき)
舞台関係 設備	照明設備	大ホール	クセノンピンス	1列	3,660円	クセノンピンス	1台	2,770円
		照明設備	ポットライト (3kW)			ポットライト		

- (3) 設備の基準額の新設（別表関係）

種別		品名	単位	基準額 (1回につき)
音響関係 設備	ホール音響設備	コンパクトディスクレコーダー・メディアレコーダー	1台	1,150円
		コンパクトディスクプレーヤー・メディアプレーヤー	1台	1,170円

- (4) 次の設備の削除（別表関係）

種別			品名
舞台関係設備	照明設備	大ホール及び	スライドキャリア
		小ホール共通	カラーチェンジャー
		照明設備	オーバーヘッドプロジェクター
音響関係設備	ホール音響設備		コンパクトディスクレコーダー
			コンパクトディスクプレーヤー
			デジタルオーディオテープレコーダー
映写設備			映像収録装置
			簡易オーバーヘッドプロジェクター

- (5) その他規定の整理

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

刑法の改正等に伴う規定の整備（第2条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

通園用の自動車を運行する場合における車内の子どもの見落としを防止する装置の装備義務化等に伴う様式の整備（様式第1号・様式第5号関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

通園用の自動車を運行する場合における車内の子どもの見落としを防止する装置の装備義務化等に伴う様式の整備（様式第1号・様式第2号・様式第5号・様式第6号・様式第9号関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定めることとした。（第14条・様式第7号関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

(1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う引用する条項の整理（第1条・様式第2号関係）

(2) 検査の場所について、知事が必要と認めるときは、知事が指定する場所で行うことができることとした。（第6条第1項関係）

(3) 次のとおり検査の方法を定めることとした。（第6条第2項―第4項関係・第11条関係）

ア 検査は、現物を検査する方法、帳簿その他の書類（電磁的記録を含む。）を検査し、農林水産業協同組合等の役員若しくは職員から説明を聴取する方法又はこれらを組み合わせた方法により行うものとする。

イ 必要に応じ、アの方法と農林水産業協同組合等から提出された資料を検査し、役員又は職員と対面することなく電話、電子メール等で説明を聴取する方法を組み合わせる行うことができる。

ウ 検査は、原則として検査員2名以上が1組となって行うものとする。ただし、農林水産業協同組合等の支所等において検査する場合は、この限りでない。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

- (1) 検査を行う書類に、電磁的記録を含めることとした。(第7条第2項・第13条関係)
- (2) 必要に応じ、組合等の役員又は職員と対面することなく電話、電子メール等により説明を聴取する方法により検査できることとした。(第7条第3項関係)
- (3) 組合等の支所等において検査する場合は、検査員2人以上が1組で行うことを要しないこととした。(第7条第4項関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第27号)

1 規則の概要

- (1) 加算金の算定に係る期間は、各月の貸与額についてその交付を受けた日の属する月の翌月から、返還事由が生じた日の属する月(ア及びイの事由にあっては、貸与が終了した日の属する月)までの期間とすることとした。(第12条関係)

ア 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により獣医師の業務に従事できないとき。

イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間県の職員として、引き続いて獣医師の業務に従事できない見込みとなったとき。

(ア) 修学資金の貸与額が月額12万円以下である被貸与者 貸与期間の2分の3に相当する期間

(イ) 修学資金の貸与額が月額12万円を超える被貸与者 貸与期間の3分の5に相当する期間

- (2) 返還債務の額の算定に係る割合の改正(第12条関係)

改正前	改正後
年10パーセント	年10.95パーセント

- (3) 債務の免除を受ける場合において免除する債務の額は、次に掲げる被貸与者の区分に応じ、次に定める額とすることとした。(第15条関係)

ア (1)のイの(ア)の被貸与者 返還債務の額に、従事期間を貸与期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ (1)のイの(イ)の被貸与者 返還債務の額に、従事期間を貸与期間の3分の5に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- (4) 行政手続における押印等の見直しに係る様式の整備(様式第1号・様式第5号・様式第7号—様式第11号関係)

- (5) 延滞金の割合の改正(第16条関係)

改正前	改正後
年15パーセント	年10.95パーセント

- (6) その他規定の整理

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第19号

島根県公文書センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県公文書センターの管理に関する規則（平成23年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付

第14条第2項中「専用機器により再生したものの閲覧又は」を削る。

第25条中「島根県報に登載」を「県のウェブサイトに掲載」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

文書又は図画	複写機により複写したもの	白黒	10円
		カラー (1枚当たりA3判まで)	50円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	白黒	10円
		カラー (1枚当たりA3判まで)	50円
	光ディスク（CD-R）に複写したもの	1枚	130円

様式第1号中

写しの作成方法	文書又は図画	<input type="checkbox"/> 複写機により複写したもの <input type="checkbox"/> マイクロフィルムを用紙に印刷したもの <input type="checkbox"/> 写真フィルムを印画紙に印画したもの
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に印刷したものを複写機により複写したもの <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したもの <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> 光ディスク

を

写しの作成方法	文書又は図画	<input type="checkbox"/> 複写機により複写したもの
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に印刷したもの <input type="checkbox"/> 光ディスク（CD-R）に複写したもの

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第20号

島根県芸術文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県芸術文化センター条例施行規則（平成2年島根県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「1卓」を「一式」に改め、「花台」の次に「及び司会台」を加え、「（2段）」及び「（定式幕・紗幕）」を

「

サスペンションライト（1.5kW）	1台	460円	
サスペンションライト（1kW）	1台	300円	
サスペンションライト（750W）	1台	250円	
サスペンションライト（650W）	1台	200円	
サスペンションライト（500W）	1台	150円	
シーリングライト（2kW）	1台	620円	
シーリングライト（1.5kW）	1台	460円	
シーリングライト（1kW）	1台	300円	
シーリングライト（750W）	1台	250円	
サイドスポットライト（1kW）	1台	300円	
サイドスポットライト（750W）	1台	250円	
ステージスポットライト（1.5kW）	1台	460円	
ステージスポットライト（1kW）	1台	300円	
ステージスポットライト（750W）	1台	250円	
ステージスポットライト（650W）	1台	200円	
ステージスポットライト（500W）	1台	150円	
トーマンタルスポットライト（1kW）	1台	300円	
トーマンタルスポットライト（750W）	1台	250円	
トーマンタルスポットライト（500W）	1台	150円	
バルコニススポットライト（1kW）	1台	300円	
バルコニススポットライト（750W）	1台	250円	

削り、

を

」

「

スポットライト（2kW）	1台	620円	
スポットライト（1.5kW）	1台	460円	
スポットライト（1kW）	1台	300円	
スポットライト（750W）	1台	250円	
スポットライト（650W）	1台	200円	
スポットライト（500W）	1台	150円	

に改め、「（3回路用）」を削り、

」

「

ミラーボール	1個	840円	
スライドキャリア	1台	1,670円	

を

」

「

ミラーボール	1個	840円	
--------	----	------	--

に、

」

「

カラーチェンジャー	1台	1,670円	
ライトタワー	1台	1,250円	
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,650円	

を

」

「

ライトタワー	1台	1,250円	
--------	----	--------	--

に、

」

「

クセノンピンスポットライト (3 kW)	1列	3,660円	
----------------------	----	--------	--

を

」

「

クセノンピンスポットライト	1台	2,770円	
---------------	----	--------	--

に、

」

「

クセノンピンスポットライト (2 kW)	1列		
----------------------	----	--	--

を

クセノンピンスポットライト	1台		
---------------	----	--	--

に、「10

」

「

ボーダーライ ト2列、サイ ドスポットラ イト8台、シ ーリングスポ ットライト16 台	を	「	ボーダーライ ト2列、サイ ドスポットラ イト8台、シ ーリングスポ ットライト10 台	に改め、「コンパクトディスクレコーダー」の次に「・メ <p>」</p>
ボーダーライ ト2列、サイ ドスポットラ イト8台、シ ーリングスポ ットライト10 台				

ディアレコーダー」を、「コンパクトディスクプレーヤー」の次に「・メディアプレーヤー」を加え、

「

ミニディスクプレーヤー	1台	1,220円	
デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,390円	

を

」

「

ミニディスクプレーヤー	1台	1,220円	
-------------	----	--------	--

に、

」

「

映像収録装置	1台	8,160円	
ビデオカメラ	1台	1,560円	

を

」

「

ビデオカメラ	1台	1,560円	
--------	----	--------	--

に、

」

「

スライドプロジェクター（B）	1台	790円	
簡易オーバーヘッドプロジェクター	1台	940円	

を

」

「

スライドプロジェクター（B）	1台	790円	
----------------	----	------	--

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第21号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号中「女性が」を削り、同項第4号中「男女間の」を削り、同項第5号中「女性の」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第22号

島根県認定こども園の認定に関する規則の一部を改正する規則

島根県認定こども園の認定に関する規則（平成18年島根県規則第94号）の一部を次のように改正する。

「11 利用料の額

「11 利用料の額

様式第1号中 を 12 通園を目的とした自動車の運行の有無 有・無 に、

12 添付資料 」

13 添付資料

」

「(9) 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

(10) 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）

(11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

」

を

「(9) 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類（通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する

装置の内容が分かる書類を含む。)

(10) 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去 3 年間の決算諸表

(11) 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書 (又はこれに代わる書類)

(12) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 5 項第 4 号の規定に該当しない旨の誓約書

に、「(9)から(11)まで」を「(10)から(12)まで」に改める。

「 9 通園を目的とした自動車の運行の有無 有・無

様式第 5 号中「 9 添付資料」を に、

10 添付資料 」

(17) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 5 項第 4 号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無	を
---	-------	---

(17) 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類 (通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)	有 ・ 無
(18) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 5 項第 4 号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無

に、「 9(2)」を「10(2)」に、「 9(4)」を「10(4)」に、「 9(17)」を「10(18)」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第23号

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則の一部を改正する規則

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則 (平成26年島根県規則第84号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中	「 会 議 室 」	を	「 会 議 室 通園を目的とした自動車 」	に改め、
----------	-----------	---	--------------------------	------

「対応マニュアル」の次に「(学校安全計画を含む。)」を加え、「 9 設置に関する条例の写し」を

「 9 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類 (通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)

10 設置に関する条例の写し

に改める。

様式第2号中 「

会 議 室

」 を 「

会 議 室
通園を目的とした自動車

」 に改め、

「対応マニュアル」の次に「(学校安全計画を含む。)」を加え、

「9 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

10 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

を

「9 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類(通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)

10 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

11 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

に改める。

様式第5号中 「

会 議 室

」 を 「

会 議 室
通園を目的とした自動車

」 に改め、

「対応マニュアル」の次に「(学校安全計画を含む。)」を加え、

「9 設置に関する条例の写し

10 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

11 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

を

「9 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類(通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)

10 設置に関する条例の写し

11 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

12 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)

13 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

に、「9の」を「10の」に、「10から12まで」を「11から13まで」に改める。

様式第6号中 「

会 議 室

」 を 「

会 議 室
通園を目的とした自動車

」 に改め、

「対応マニュアル」の次に「(学校安全計画を含む。)」を加え、

「9 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

10 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

を

「9 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類(通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)

10 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

11 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書(又はこれに代わる書類)

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

に、「11の」を「12の」に改める。

「9 通園を目的とした自動車の運行の有無 有・無

様式第9号中「9 添付資料」を に、

10 添付資料

「

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無	を
--	-------	---

「

(3) 子どもの移動のために自動車を運行するときの乗車及び降車の場合における子どもの所在を確認する方法が分かる書類(通園を目的とした自動車を運行する場合における当該自動車に備える車内の子どもの見落としを防止する装置の内容が分かる書類を含む。)	有 ・ 無	に、
(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無	

「9(1)」を「10(1)」に、「9(3)」を「10(4)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第24号

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成18年島根県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。


(立入検査等を行う職員の身分証明書)

第14条 条例第22条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 (第14条関係)

(第1面)

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日交付</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日限り有効</p> <p>島根県知事</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> </div>
---	---

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第25号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則（平成18年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条第4項」を「第40条第4項」に、「第143条第1項」を「第146条第1項」に改める。

第6条の見出し中「場所」の次に「及び方法」を加え、同条中「行う」の次に「ものとする」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、知事が指定する場所で行うことができる。

第6条に次の3項を加える。

- 2 検査は、現物を検査する方法、帳簿その他の書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第11条において「書類等」という。）を検査し、役員若しくは職員からの説明を聴取する方法又はこれらを組み合わせた方法により行うものとする。
- 3 検査は、必要に応じ、前項に規定する方法と農林水産業協同組合等から提出された資料を検査し、役員又は職員と対面することなく電話、電子メール等により説明を聴取する方法を組み合わせるで行うことができる。
- 4 検査は、原則として検査員2人以上が1組となって行うものとする。ただし、農林水産業協同組合等の支所、出張所その他の出先機関において検査する場合は、この限りでない。

第11条中「書面」を「書類等」に改める。

様式第2号表面中「第38条第4項」を「第40条第4項」に、「第143条第1項」を「第146条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第26号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、現物の検査、帳簿その他の書類の検査又は役員若しくは職員からの説明の聴取の方法により」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、組合等の支所、出張所その他の出先機関において検査する場合は、この限りでない。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次のように加える。

- 2 検査は、現物を検査する方法、帳簿その他の書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第13条において「書類等」という。）を検査し、役員若しくは職員からの説明を聴取する方法又はこれらを組み合

わせた方法により行うものとする。

- 3 検査は、必要に応じ、前項に規定する方法と組合等から提出された資料を検査し、役員又は職員と対面することなく電話、電子メール等により説明を聴取する方法を組み合わせることができる。

第13条中「書面」を「書類等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第27号

島根県獣医師修学資金貸与規則の一部を改正する規則

島根県獣医師修学資金貸与規則（平成22年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセント」を「の属する月の翌月から、第1号、第3号及び第4号の事由にあつては当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの期間に、第2号及び第5号の事由にあつては貸与が終了した日の属する月までの期間に応じ年10.95パーセント」に改める。

第13条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第15条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 条例第2条の表島根県獣医師修学資金の項第3号に掲げる免除の条件に適合し、同条の規定により債務の免除を受ける場合において免除する債務の額は、次の各号に掲げる被貸与者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第12条第5号アに規定する被貸与者 返還債務の額に、従事期間を貸与期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 第12条第5号イに規定する被貸与者 返還債務の額に、従事期間を貸与期間の3分の5に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第16条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に、「年15パーセント」を「年10.95パーセント」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

島根県知事 様

申請者 氏 名

島根県獣医師修学資金貸与申請書

島根県獣医師修学資金の貸与を受けたいので、島根県獣医師修学資金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、県の機関に所定の期間勤務することを誓います。

ふりがな 氏 名		大 学	名 称	大学 学科
生年月日	年 月 日生		入 学 年 月 日 卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日 年 月 日
ふりがな 現 住 所	〒		貸 与 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
電話番号	()			
メー ル ア ド レ ス				
高等学校 卒業以降 の学歴	年 月 日		事 項	
連 帯 保 証 人	氏 名	(年 月 日生)		
	現 住 所	〒		
	電話番号			
	メー ル ア ド レ ス			
	職 業			
	続 柄			

添付書類

- 1 大学の学長又は学部長の推薦書（大学入学前に申請する者にあつては、大学入学後に速やかに提出すること。）
- 2 連帯保証人についての市町村長の発行する所得証明書
- 3 申請日の属する年度の前年度における学業成績証明書

様式第4号及び様式第5号中「㊤」を削る。

「 住 所
 本 人 氏 名 ㊤
 様式第7号中 決定番号 — を
 連帯保証人 住 所
 氏 名 ㊤」

「 住 所
 氏 名
 本 人 電 話 番 号
 メールアドレス
 決 定 番 号 — に改める。
 住 所
 氏 名
 連帯保証人 電 話 番 号
 メールアドレス 」

様式第8号から様式第11号までの様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県獣医師修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県獣医師修学資金貸与規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
医療法人 中村歯科クリニック	大田市長久町長久イ281-1	令和5年1月1日
原田歯科医院	邑智郡川本町川本527の5	令和5年1月1日
医療法人 信生会 みしま歯科医院	出雲市小山町233-1	令和5年2月1日

島根県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さつきクリニック	出雲市平田町2944番地20	令和4年12月31日
神崎内科	益田市幸町4-49	令和4年12月31日
中村歯科クリニック	大田市長久町長久イ281-1	令和4年12月31日
原田歯科医院	邑智郡川本町川本527の5	令和4年12月31日
みしま歯科医院	出雲市小山町296-5	令和5年1月26日
西谷内科医院	益田市高津一丁目30番9号	令和5年1月31日
ウェーブ中央薬局	浜田市殿町83-213	令和5年2月10日

島根県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社More Liberty	訪問介護	はちどり介護	浜田市殿町62-5	令和5年4月25日

島根県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 海士町 社会福祉協議会	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	諏訪苑短期入所生活介 護事業所	隠岐郡海士町大字海士3964 番地	令和5年4月1日

島根県告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人 海士町 社会福祉協議会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 諏訪苑	隠岐郡海士町大字海士3964 番地	令和5年4月1日

島根県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

浜田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

山崎 択野 浜田市上府町イ547番地

2 就任年月日

令和5年2月27日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

勝田 勝美 浜田市上府町イ825番地3

島根県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
井原西地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

島根県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第242号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市旭町重富841-9、842-3、842-5から842-8まで、843-4、843-5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第243号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
雲南市掛合町入間947-4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

島根県告示第244号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市弥栄町小坂1080-3、1080-5
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第245号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

令和4年6月28日 公表

令和4年12月20日 変更

令和5年3月22日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度(令和4年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

16,000トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	15,300トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第246号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市宍道町西来待121 土江 仁

松江市玉湯町湯町1685-3 戸谷 正人

松江市宍道町白石77-25 庄司 誠

(2) 加入区

宍道湖湖南加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第247号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山 達也

別表特別融資の部創業者支援資金の項中「1.35パーセント」を「1.25パーセント」に、「1.20パーセント」を「1.10パーセント」に、「7年」を「10年」に改め、同部経営力強化支援資金の項を削り、同部収益力改善伴走支援型特別資金の

「元金均

等月賦

た だ

し、融

資期間

が1年

以内の

項及び経営改善サポート資金の項中「元金均等月賦」を 場 合 に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の項中「一律年0.3パーセント」を、「責任共有の場合にあっては年0.3パーセント、責任共有外の場合にあっては年0.4パーセント」に改め、同表の注の1中「経営力強化支援資金」及び「及び経営改善サポート資金」を削り、「令和5年3月31日保証承諾分」を「令和6年3月31日保証承諾分」に改め、「までとし、」の次に「収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金及び」を加え、「令和5年3月31日保証申込分」を「令和6年3月31日保証申込分」に改める。

る。」

ナウウイルス感染症対応枠）の項中「一律年0.3パーセント」を、「責任共有の場合にあっては年0.3パーセント、責任共有外の場合にあっては年0.4パーセント」に改め、同表の注の1中「経営力強化支援資金」及び「及び経営改善サポート資金」を削り、「令和5年3月31日保証承諾分」を「令和6年3月31日保証承諾分」に改め、「までとし、」の次に「収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金及び」を加え、「令和5年3月31日保証申込分」を「令和6年3月31日保証申込分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和5年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第248号

令和5年島根県告示第102号で告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による次の届出は、取り下げられたのでここに告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸山 達也

1 取り下げられた届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルイナチュラルガーデン黒田 島根県松江市黒田町418外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取県鳥取市湖山町東一丁目122-1

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年10月3日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,226平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

サンインマルイ棟敷地1階、サンインマルイ棟2階、フィットネス敷地、隔地駐車場：346台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

サンインマルイ棟敷地内：74台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

サンインマルイ棟1階北側：60平方メートル

サンインマルイ棟1階南側：120平方メートル

外テナント：40平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

サンインマルイ棟1階北側：4.9立方メートル

サンインマルイ棟1階南側：34.5立方メートル

外テナント：6立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社サンインマルイ：24時間

その他：(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

サンインマルイ棟敷地1階、サンインマルイ棟2階、フィットネス敷地：24時間

隔地駐車場：午前6時から午後9時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6か所(サンインマルイ棟敷地)

1か所(フィットネス敷地)

2か所(隔地駐車場)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 取下げ年月日

令和5年3月23日

3 取下げの理由

届け出た計画の内容を変更するため

島根県告示第249号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 森本 新吾

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 （営業所：東京都港区芝三丁目33番1号）

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
（株）フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
（有）おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ（株）	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
（株）宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン （株）	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ポク シンスカ	
エムテック・ピーケー（株）	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
（株）コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 英木	
（株）澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
（株）ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	
（株）ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	
（株）ストライプインターナシヨ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央	
（株）セリア	岐阜県大垣市外渕2-38	河合 映治	
（株）CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚3-488	北方 康弘	令和5年1月31日 退店
（株）テレプラザ	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号	足田 憲昭	
（株）東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
（株）永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
横山化成（有）	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
はるやま商事（株）	岡山県岡山市北区表町1-2-3	中村 宏明	令和4年3月31日

			退店
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	
フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
(株) M A S A Y A	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	中嶋 築人	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) C R O S S i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールケアン (株)	東京都品川区西五反田2-7-12	堀内 一夫	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	備 考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中林 秀雄	
(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
アスカ (株)	東京都千代田区平河町二丁目7番5号	伊藤 弘人	
(株) 宮脇書店	香川県高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	
エイチ・アンド・エム ヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン (株)	東京都渋谷区宇田川町33-6	アネタ・ボク シンスカ	
エムテック・ビーケー (株)	島根県松江市北陵町52-3	加瀬部 強	
(株) コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	三宅 英木	
(株) 澤井珈琲	鳥取県境港市竹内団地278-6	澤井 幹雄	
(株) ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久	
(株) ジーンズカジュアルダン	大阪府大阪市中央区船場中央2-3	中平 浩司	
(株) ストライプインターナシヨ ナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	川部 将士	令和5年2月1日 代表者変更
(株) セリア	岐阜県大垣市外瀬2-38	河合 映治	
(株) テレプラザ	鳥取県米子市東福原二丁目1番1号	足田 憲昭	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14	木山 剛史	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市矢田町250番地63	数原 英一郎	
横山化成 (有)	東京都葛飾区東四つ木4-5-1	山際 淳子	
(株) ひごペットフレンドリー	大阪府吹田市豊津町11-34	滝 信良	

フクハラ アシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736-12	福原 健治	
(有) 布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇平	
(株) 葡萄家	鳥取県鳥取市雲山154-26	山根 一利	
日本メナード化粧品 (株)	愛知県名古屋市中区鳥見町2-130	野々川 純一	
I T X コミュニケーションズ (株)	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号	高田 泰司	
(株) MASAYA	岡山県岡山市北区表町2-6-56	上村 匡弘	
(株) さんわファクトリー	島根県松江市矢田町168-6	村上 浩	
(株) メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	中嶋 築人	
メガネの田中チェーン (株)	広島県広島市中区本通2番10号	ホール・ディ ミアン・オマ ワリ	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) ライトオン	茨城県つくば市小野崎260-1	藤原 祐介	
(株) CROSS i	大阪府大阪市中央区安土町三丁目5-6	石井 美耶子	
フランス総合医療 (株)	東京都千代田区平河町1-8-8	杉木 和彦	
クールケアン (株)	東京都品川区東品川四丁目12番6号	堀内 一夫	令和4年12月26日 住所変更

(4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

令和5年3月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済観光部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第250号

河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第16条の4第1項第2号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、令和6年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

河 川 名	区分	区 間		河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
		上 流 端	下 流 端	
二級河川堀川水系堀川	左岸	出雲市大社町修理免 字西原896番地先	出雲市大社町杵築西 1646番地先	船舶
	右岸	出雲市大社町杵築南 字馬場739番24地先	出雲市大社町杵築西 1647番地先	

島根県告示第251号

知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱（平成14年島根県告示第17号）第6条第4項の規定により、次のとおり重点係留禁止区域を変更するため、同項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定の範囲

(変更前)

河 川 名	区分	指 定 の 範 囲		指 定 年 月 日
		上 流 端	下 流 端	
二級河川堀川水系堀川	左岸	出雲市大社町修理免 字西原896番地先	出雲市大社町修理免 字西原817番3地先 (ご縁橋)	平成24年7月11日
	右岸	出雲市大社町杵築南 字馬場739番24地先	出雲市大社町杵築南 字川端1411番10地先 (ご縁橋)	

ただし、河川法（昭和39年法律第167号）第24条又は第26条の規定により船舶の係留及び保管施設として知事の許可を受けた施設の区域を除く。

(変更後)

河 川 名	区分	指 定 の 範 囲		変 更 年 月 日
		上 流 端	下 流 端	
二級河川堀川水系堀川	左岸	出雲市大社町修理免 字西原896番地先	出雲市大社町杵築西 1646番地先	令和5年4月1日
	右岸	出雲市大社町杵築南 字馬場739番24地先	出雲市大社町杵築西 1647番地先	

ただし、河川法（昭和39年法律第167号）第24条又は第26条の規定により船舶の係留及び保管施設として知事の許可を受けた施設の区域を除く。

2 変更の理由

河川区域内において不法に係留又は保管されているプレジャーボートによる治水上の支障及び周辺地域の生活環境や景観への影響が大きいこと並びに堀川沿川において船舶の保管施設が十分に確保されたことから、河川法の規定による除却の指示若しくは命令又は撤去措置を重点的に実施する必要が認められるため。

島根県告示第252号

古代歴史文化賞授賞規程（平成25年島根県告示第225号）は廃止し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

訓**令**

島根県訓令第3号

本 庁
地方機関

行政資料収集管理規程（平成6年島根県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第1号中「ビデオテープ等」を「電磁的記録」に改める。

第3条第3項中「総務課長が別に定める行政資料は、11部」を「電磁的記録である行政資料は、1部」に改める。

第4条中「含む。）」の次に「又は県のウェブサイト」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公**告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
1968	天霧の森株式会社 代表取締役 今井 聖造 邑智郡邑南町矢上3541番地 1			○	○	天霧の森株式会社 代表取締役 今井 聖造 邑智郡邑南町矢上3541番地 1

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年2月28日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（GNSS測量）

2 作業期間

令和4年10月17日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

浜田市、雲南市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月17日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

令和4年6月24日から令和5年3月17日まで

3 作業地域

浜田市の一部

内水面漁場管理委員会指示

島根県内水面漁場管理委員会指示第5-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

令和5年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 コイの持出しの禁止

- (1) 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上と考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

ア 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

イ 焼却、埋却等処分する場合

ウ 食用に供する場合

- (2) 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 コイの放流等の制限

- (1) 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

ア コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

イ コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

ウ PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

(2) 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。